

平成16年8月10日

中央環境審議会 施策総合企画小委員会  
委員長 森嶋 昭夫 殿

永里 善彦

8月6日(金)に開催されました第10回施策総合企画小委員会における「地球温暖化対策税制とこれに関連する施策に関する中間とりまとめ(素案)」に関して、下記に、本委員会での発言も含めて意見を申し上げます。

## 記

### 1. 国は正しく産業構造の転換を誘導できるか

国が課税、課徴金等の強制的手段(施策)でもって温暖化ガス削減を産業界に迫ってくれば、(エネルギー)コスト上昇が企業の競争力を弱め、産業構造の変化にまで及びかねない。「国によって誘導された産業構造が、わが国(国益)のためにベストなもの」と言えるほどの正しい施策を国は立案できるだろうか?(p. 7、温暖化対策税、課徴金の項に関して)

### 2. 新規事業の芽を摘むおそれ

国際競争力についてはエネルギーコスト以外にも為替、労働力、市場、インフラ整備状況等様々な要因が関係するが、何よりも重要なのは研究開発力である。

エネルギー多消費産業への課税は、当該企業の内部留保の取り崩しという形で研究開発力を奪い、次世代への新規事業の芽を摘むことになる。(p. 12、国際産業力への影響、産業空洞化問題の項に関して)

また、課税されていない国からの製品が流入し国内産業の衰退につながる。

### 3. 温暖化対策税の導入は有力な施策か

国として、他のあまたある環境・エネルギー関連の予算(配布参考資料2参照)等を精査し、より効率の良い税制(p. 8、温暖化対策税と他の施策との比較の項に関して)、及び

よりコストを安い方法、例えば京都メカニズムの更なる活用を考慮する等の政策手段を、具体的に比較検討すべきである。(p. 8、京都メカニズムの項に関して)

また、欧州諸国の温暖化対策税の効果については、当該国の他の税制との関係や産業界との取引事項(非課税、減税等)について言及すべきである。(p. 10、

欧州諸国における温暖化対策税の効果の項に関して)

要するに、温暖化対策税の導入が有力な施策と言い切るには、検討不十分と言わざるをえない。

#### 4. 温暖化対策税は国の活力を殺ぐ。

温暖化対策税の導入の是非を検討するにあたり、他の関連税制との効果の比較や整合性等の評価検討を十分に行わずに、課税することについて真の合意がないまま、企業と国民に負担を負わせれば、(活気のある海外が存在する昨今)、企業には生産意欲を失わせ、国民とくに若者には働くことのよろこびを失わせ、長期的には国の活力を殺ぐことになる。

以上、国の活力を殺ぐ(畢竟、エネルギー使用量を減らす)ことをもって、わが国の地球温暖化対策とするならば、「環境と経済の好循環」という大綱の趣旨に反すると言わざるをえない。

以上